

現行の計画との主な変更点

- 本文及び参考資料の数値を現状に即した数値に更新

【Ⅱ 森林の整備に関する事項】

- 第4―2 別表1「特に効率的な施業が可能な森林」の区域を更新
- 第8―3 ・「富士川町内公共建築物等における木材利用促進に関する方針」が「富士川町内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に変更されたことに伴う記載内容の変更

・峡南森林組合と「富士川中学校新校舎建設に伴う町有林活用に関する協定」を締結したことによる内容の追加

【Ⅲ 森林の保護に関する事項】

- 第1―1 鳥獣害防止森林区域(別表3)の森林区域の追加
- 第2―1 本町内でナラ枯れ被害が確認されたことによる内容追加

【Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項】

- 5 東海旅客鉄道株式会社及び峡南森林組合と森林整備協定を締結したことに伴う内容の追加